

2024年8月28日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
千葉国際カントリークラブ
支配人 高木 美一

プレー予約におけるキャンセル規定および名義変更料改定に伴う
会則一部変更のお知らせ

謹啓 会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、理事会においてプレー予約におけるキャンセル規定および名義変更料を改定することが承認されましたことをお知らせいたします。キャンセル規定および名義変更料の改定とそれらに伴う会則一部変更の内容および効力発生日等については、下記をご確認くださいようお願い申し上げます。

会員の皆様に快適なクラブライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して参りますので、何卒ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. キャンセル規定改定

1) 改定理由

コロナ禍が明け、会員様からプレーのご希望が増加している中において、早期にプレーの予約を押さえていながら、プレー日の1週間前から前日までの直前にご予約をキャンセルされる方が少なくなく、会員様のご要望にお応えしかねる状況が発生しております。多くの会員様にプレーをお楽しみいただき、プレー機会の損失を減らすため、キャンセル規定を改定することにいたしました。

2) 改定内容

<現行>

〔対象予約〕

キャディ付プレー

〔キャンセルフィ〕

全日 8,000円/組

<改定後>

〔対象予約組数〕

2組以下

3組以上

〔キャンセルフィ発生開始日〕

プレー当日含む7日前より

プレー当日含む7日前より

プレー当日含む14日前より

〔キャンセルフィ〕

土日祝 8,000円/組

平日 4,000円/組

土日祝 8,000円/組

※セルフプレー、キャディ付プレーいずれも対象となります。

例) 2025年1月1日(水・祝)のキャンセル料は、2組以下の場合、プレー当日含む7日前の2024年12月26日(木)より発生いたします。

1人予約/組合せ枠	プレー前日正午以降	平日	1,000円/人
		土日祝	2,000円/人

※ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。

※無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。

※ハーフプレー（早朝・薄暮）はキャンセル料対象外となります。

※キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。

※キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。

※以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝扱いとなります。

 ゴールデンウィーク（昭和の日と憲法記念日の間）、お盆（8月12日から8月15日）
 年末年始（12月28日から翌年1月4日）

3) 会則改定日とキャンセル規定適用開始日

会則改定日は2024年10月1日、キャンセル料の発生は2025年1月1日のプレーより適用となります。

2. 名義変更料改定

正会員および平日会員の名義変更料を以下のとおり改定させていただきます。なお、今回の改定は一般の場合の名義変更料のみとなり、その他の相続、2親等内親族間および登録同一の場合の名義変更料は改定いたしません。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

1) 改定内容（正会員・平日会員共／消費税込）

現行：＜2025年3月31日受付分迄＞

一般	相続	2親等内親族間	登録者同一
220,000円	55,000円	55,000円	110,000円

改定後：＜2025年4月1日受付分より＞

一般	相続	2親等内親族間	登録者同一
330,000円	55,000円	55,000円	110,000円

※受付とは会則別紙2の名義変更手続要項に定める必要書類を不備・不足がない状態でご提出いただき、当クラブが受け付けたことを指します。なお、必要書類に不備・不足がある場合には、受け付けできません。

※今回の改定は一般の場合のみとなります。

2) 名義変更料改定実施日

2025年4月1日受付分から適用となります。

3. 会則一部改定

1) キャンセル規定の改定に伴う一部変更

上記1. のキャンセル規定改定に伴い、2024年10月1日を効力発生日とし、会則別紙4を別紙4―①とし、会則別紙4―②を上記1. 2) の改定内容のとおり設定させていただきます。

2) 会員様のプレースタイルとして1ラウンドの他、ハーフプレーをご提供してまいりましたが、会則別紙4「会員プレー料金」にその記載がございませんでしたので、上記3. 1) の会則改定の時より、会則別紙4の新旧対照表のとおり、会則の別紙4―①にハーフプレーフィおよびハーフプレー割増カートフィを記載させていただきます。本件の記載漏れに関し、大変申し訳ございませんでした。

3) 名義変更料改定に伴う一部変更

上記2. の名義変更料の改定に伴い、2025年4月1日を効力発生日として会則別紙2「名義変更手続要項」の名義変更料を上記2. 2) の改定内容とおり変更させていただきます。

4) 上記1) から3) の会則変更箇所につきましては、次の資料を同封いたしますとともに、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

①キャンセル規定改定にかかる「会則別紙4新旧対照表」

②名義変更料改定にかかる「会則別紙2新旧対照表」

③2025年4月1日付の変更後の会則

※会則本文は第30条の改定施行日以外、現在の会則から変更ございませんので、最終改定日の会則のみ同封いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒297-0231 千葉県長生郡長柄町山之郷754-32

千葉国際カントリークラブ

電話 0475-35-4325

※今回のお知らせは、2024年8月15日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合はご容赦のほど、お願い申し上げます。